

日本学生支援機構給付奨学生の推薦基準について

石川県立七尾城北高等学校

独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という）の募集する給付奨学生採用候補者については、本推薦基準に基づき、学内に設置する給付奨学生採用候補者選考委員会に諮ったうえ、機構から示される人数の範囲内で基準該当者を選考し、機構に推薦するものとする。

尚、資格者は次の者とする

- ① 各年度3月末に石川県立七尾城北高等学校を卒業予定の者
- ② 石川県立七尾城北高等学校を卒業後、2年以内の者

推薦基準

1 人物について以下の全てに該当すること

- ① 進学が目的が明確で、希望する進学先及び将来への展望がある。
- ② 本校の教育目標を理解し、本校生徒にふさわしい学校生活を送っている。
- ③ 学校行事等において他の生徒と協力するなど、コミュニケーション能力に優れ、共に生きる姿勢がある。

2 健康について以下のいずれかに該当すること

- ① 定期又は臨時の健康診断等により、概ね健康であると認められる。
- ② 心身に障害や疾病がある場合であっても修学に耐えられると見込まれる。

3 学力及び資質について以下の①、②のいずれかに該当すること

（社会的養護を必要とする生徒等（注）は③に該当すること）

- ① 調査書における学校成績概評が概ね「A」に該当する
- ② ア～ウのいずれかに該当するか又は類似の活動が認められる
 - ア： 課外活動（部活動含む）に積極的に参加し、具体的な成果・成長が認められる
 - イ： 生徒会の役員等を経験し、具体的な成果・成長が認められる
 - ウ： ボランティア、地域活動等に積極的に参加し、具体的な成果・成長が認められる
- ③ 以下のいずれかに該当する
 - ア： 評定平均値が3.0以上である
 - イ： 進学先での学修に対する意欲が認められる

4 選考対象者の家計について

家計について生計を維持する者が、以下の①、②のいずれかに該当し（社会的養護を必要とする生徒等の場合は、③に該当すること）、生活環境などを勘案して、親権者からの支援が見込めない等、その者の進学が非常に困難な状況にあると認められること

- ① 市区町村民税所得割を課されていないこと（奨学金申込年度の課税証明書に記載の所得割額が0円であること）
- ② 生活保護を受給していること
（奨学金申込日現在において保護費を受給していること）
- ③ 以下（注）の施設等に入所していること
（生徒等が18歳時点で入所等していた（又はしていることが見込まれる）こと）

（注）社会的養護を必要とする生徒等とは、申込時に以下の施設等に入所等している（生徒等が18歳時点で入所等していた（又はしていることが見込まれる））生徒等をいう

- ・ 児童養護施設（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第41条に規定する施設）
- ・ 児童心理治療施設（同法第43条の2に規定する施設）
- ・ 児童自立支援施設（同法第44条に規定する施設）
- ・ 児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）を営む者
（同法第6条の3第1項に規定する事業を行う者）
- ・ 小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）を営む者
（同法第6条の3第8項に規定する事業を行う者）
- ・ 里親（同法第6条の4に規定する者）

その他

1 推薦人数

独立行政法人日本学生支援機構の定めた範囲内の人数
（ただし、4の③社会的養護を必要とする生徒等については別枠とする）

2 決定方法

石川県立七尾城北高等学校内に設置した「給付奨学生検討委員会」が推薦者を決定する。

※尚、給付奨学生の採用候補者になっても、次年度進学しなかった場合には採用候補者としての資格を失い、改めての申し込みが必要となる。